

## 事業協同組合に係る入札参加資格の審査のための 総合点数の算定方法等の特例に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、岡山県が発注する建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）について、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第6条ただし書に規定する入札参加資格審査に係る付与点数の算定等に関する特例を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において審査対象事業者とは、組合がこの要領による特例の適用を受けるために申請する業務種目に係る事業者で、組合の理事が役員又は事業主となっている法人又は個人の事業者のうちから3者を限度として選出したものをいう。

(適用)

**第3条** この要領による特例の適用を受けることができる組合は、審査要領に規定する入札参加資格の審査を受けた組合で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けていること。
- 二 審査対象事業者の営業年数の平均値が2年以上経過している組合であること。
- 三 申請の日前2箇年において、手形等の不渡りにより、銀行当座取引を停止されている組合でないこと。（審査対象事業者がこれに該当する場合を含む。）
- 四 岡山県内に所在地を有する組合であること。

(特例適用の申請)

**第4条** この要領による特例の適用を受けようとする者は、事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- 一 審査対象事業者に係る審査要領第5条第1項各号に掲げる書類
- 二 適格組合証明に関する書類の写し
- 三 組合の役員及び組合員の名簿
- 四 組合の定款
- 五 組合の役務の提供に係る施行体制等を定めた書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

(総合点数算定の方法)

**第5条** 入札参加資格を審査する場合において、前条の規定による申請のあった組合に係る総合点数の算定は、審査要領第6条に定める項目及び基準に準じ、次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定める方法により算定した数値により行うものとする。

- 一 売上高  
審査対象事業者のうち売上高の最上位者(以下この項において「最上位者」という。)の額に他の審査対象事業者の売上高の2分の1を加えた額とする。
  - 二 自己資本額  
最上位者の自己資本額に他の審査対象事業者の自己資本額の2分の1を加えた額とする。
  - 三 流動比率  
審査対象事業者の流動比率の平均値とする。
  - 四 従業員数  
最上位者の従業員の数に他の審査対象事業者の従業員の数2分の1を加えた数とする。
  - 五 営業年数  
審査対象事業者の営業年数の平均値とする。
- 2 前項の規定により算定した総合点数と審査要領第6条の規定により算定した総合点数とのいずれか高い点数を当該組合の総合点数とする。  
(変更の届出等)

**第6条** 審査対象事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、組合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 第3条第1号又は第3号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- 二 審査対象事業者である法人の代表者又は個人の事業主が組合の理事でなくなったとき。
- 三 その他第3条各号に規定する事項について変更があったとき。

2 知事は、組合が前項各号の規定に該当することとなった場合において、必要があると認めるときは、前条の規定により算定した当該組合の総合点数を変更し、又はこの要領による特例の適用をしないこととすることができるものとする。

(その他)

**第7条** この要領に定めるもののほか、組合の入札参加資格及びその審査等については、審査要領に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年1月31日から施行する。

別記様式（第4条関係）

事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書

平成 年 月 日

岡山県知事

殿

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

㊦

平成 年度岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査について「事業協同組合に係る入札参加資格審査のための総合点数の算定方法等に関する特例要領」の適用を受けたいので、同特例要領第4条の規定により次のとおり申請します。

記

1 申請の業務種目

2 審査対象事業者

商号又は名称 (電話番号)	代表者の氏名	所在地	申請 業務種目

(添付書類)

- ① 適格組合証明に関する書類の写し
- ② 組合の役員及び組合員名簿
- ③ 組合の定款
- ④ 組合の役務の提供に係る施行体制等を定めた書類
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類